

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第40号）  
（行財政局税務部税制課）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人及び法人の市民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとします。（附則第5条の3関係）
- (2) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税から適用することとされている法人税割の税率について、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税から適用することとします。（京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第3号）附則第1条関係）

2 軽自動車税

平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して適用することとされている軽自動車税の環境性能割について、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して適用することとします。（京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第3号）附則第1条関係）

3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記の改正は公布の日から施行することとします。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第40号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の3第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年6月10日京都市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中附則第16条の5の改正規定を次のように改める。

附則第16条の5を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車同項に規定する初回車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ(ウ)a(a)	6,900円	8,200円
第70条第2号ウ(ウ)a(b)	10,800円	12,900円
第70条第2号ウ(ウ)b(a)	3,800円	4,500円
第70条第2号ウ(ウ)b(b)	5,000円	6,000円

第1条中附則第26条の改正規定を次のように改める。

附則第26条を削り、附則第27条を附則第26条とし、附則第28条を附則第27条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月

31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「おいて、平成28年度分」を「は、平成29年度分」に改め、同条第3項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「おいて、平成28年度分」を「は、平成29年度分」に改め、同条第4項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「おいて、平成28年度分」を「は、平成29年度分」に改める。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 第1条の2及び附則第4条第1項 平成29年4月1日

附則第1条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1条（附則第7条の改正規定、附則第8条の2の次に見出し及び2条を加える改正規定並びに第1号及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第2条並びに次条第4項及び附則第4条（第1項及び第3項を除く。） 平成31年10月1日

附則第2条第4項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第4条第3項中「平成29年度分」を「平成32年度分」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第1条の2の規定による改正後の京都市市税条例附則第16条の5の規定は、平成29年度分の軽自動車税から適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)